2026 年 10 月 8 日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名　代表取締役社長　橋本 幸子
問合せ先　プロダクト・ソリューション部　牧野　弥子
（TEL. 03-6703-4100）

金銭設定型 ETF の解約に係る清算制度への対応に伴う
投資信託約款の変更に関するお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社は、下記 ETF について、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」といいます。）による金銭設定型 ETF の解約に係る清算制度への対応のため、投資信託約款の変更を本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の内容

JSCC の債務振替制度の利用開始に伴い、対象 ETF の解約に係る換金代金の支払開始日に関する規定を変更します。これにより、JSCC の清算制度を利用した場合に一部の ETF において解約代金の受渡期間が短縮されます。本変更は、対象 ETF の解約に係る決済方法ならびに換金代金の支払開始日に関するものであり、東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買方法を変更するものではありません。

２．対象 ETF および変更予定日

対象 ETF および清算制度にかかる投資信託約款の変更実施日は以下のとおりです。

銘柄コード	ファンド名	約款変更実施日
1482	i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF（為替ヘッジあり）	2026 年 10 月 10 日
1496	i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）	
1497	i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF（為替ヘッジあり）	
1656	i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF	
2012	i シェアーズ 米国債 0-3 ヶ月 ETF	
2255	i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF	
2256	i シェアーズ 米国総合債券 ETF	
2257	i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF	
2258	i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF	
2259	i シェアーズ フランス国債 7-10 年 ETF（為替ヘッジあり）	
2620	i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF	
2621	i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF（為替ヘッジあり）	
2622	i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF（為替ヘッジあり）	
2649	i シェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF（為替ヘッジあり）	
2856	i シェアーズ 米国債 3-7 年 ETF（為替ヘッジあり）	
2857	i シェアーズ ドイツ国債 ETF（為替ヘッジあり）	
237A	i シェアーズ 米国債 25 年超 ロングデュレーション ETF	

238A	iシェアーズ 米国債 25 年超 ロングデュレーション ETF（為替ヘッジあり）	
銘柄コード	**ファンド名**	**約款変更実施日**
1655	iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF	2026 年 11 月 7 日
1657	iシェアーズ・コア MSCI 先進国株（除く日本）ETF	
1658	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	
1659	iシェアーズ 米国リート ETF	
2013	iシェアーズ 米国高配当株 ETF	
2014	iシェアーズ 米国連続増配株 ETF	
2522	iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF	
2563	iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF（為替ヘッジあり）	
201A	iシェアーズ Nifty 50 インド株 ETF	
313A	iシェアーズ S&P 500 トップ 20 ETF	
314A	iシェアーズ ゴールド ETF	
491A	iシェアーズ S&P 500 除く金融 ETF（為替ヘッジあり）	
2623	iシェアーズ ユーロ建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）	2026 年 11 月 10 日
453A	iシェアーズ 米国債 20 年超 プレミアムインカム ETF	
488A	iシェアーズ 円高フォーカス ETF	
392A	iシェアーズ NASDAQ トップ 30 ETF	
408A	iシェアーズ AI グローバル・イノベーション アクティブ ETF	
452A	iシェアーズ S&P 500 プレミアムインカム ETF	
568A	iシェアーズ シルバー ETF	
569A	iシェアーズ プラチナ ETF	

別紙 投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ・コア　米国債 7-10 年 ETF（為替ヘッジあり）

新	旧
［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第51条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第54条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第54条第６項の額をいいます。以下同じ。）の支払開始日は、第54条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として２営業日目、３営業日目または４営業日目のいずれかとし、清算機関の債務振替制度の適用の有無に応じて決定されるものとします。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第54条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第54条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）	［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第51条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第54条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第54条第６項の額をいいます。以下同じ。）は、第54条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第54条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第54条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米ドル建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米ドル建てハイイールド社債 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　S&P 500 米国株 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ・コア　米国債 7-10 年 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ・コア　MSCI 先進国株（除く日本） ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ・コア　MSCI 新興国株 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国リート ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 0-3 ヶ月 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国高配当株 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国連続増配株 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 20 年超 ETF

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国総合債券 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米ドル建て投資適格社債 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米ドル建てハイイールド社債 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　フランス国債 7-10 年 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　オートメーション ＆ ロボット ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　S&P 500 米国株 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 1-3 年 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 20 年超 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米ドル建て新興国債券 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　ユーロ建て投資適格社債 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 3-7 年 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　ドイツ国債 ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 25 年超 ロングデュレーション ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 25 年超 ロングデュレーション ETF（為替ヘッジあり）
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　S&P 500 トップ 20 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　NASDAQ トップ 30 ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　S&P 500 プレミアムインカム ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　米国債 20 年超 プレミアムインカム ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　S&P 500 除く金融 ETF（為替ヘッジあり）

新	旧
［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第49条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第52条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第６項の額をいいます。以下同じ。）の支払開始日は、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として２営業日目、３営業日目または４営業日目のいずれかとし、清算機関の債務振替制度の適用の有無に応じて決定されるものとします。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）	［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第49条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第52条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第６項の額をいいます。以下同じ。）は、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　AI グローバル・イノベーション アクティブ ETF
追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　円高フォーカス ETF

新	旧
［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第50条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第53条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第53条第６項の額をいいます。以下同じ。）の支払開始日は、第53条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として２営業日目、３営業日目または４営業日目のいずれかとし、清算機関の債務振替制度の適用の有無に応じて決定されるものとします。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第53条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第53条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）	［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第50条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第53条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第53条第６項の額をいいます。以下同じ。）は、第53条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第53条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第53条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）

追加型証券投資信託　ｉシェアーズ　Nifty 50 インド株 ETF

新	旧
［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第49条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第52条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第６項の額をいいます。以下同じ。）の支払開始日は、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として２営業日目、３営業日目または４営業日目のいずれかとし、清算機関の債務振替制度の適用の有無に応じて決定されるものとします。ただし、委託者が投資対象および取引対象を考慮したうえで必要と認める場合には、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、４営業日目、５営業日目または６営業日目のいずれか委託者が定める日から当該受益者に支払います。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）	［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第49条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第52条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第６項の額をいいます。以下同じ。）は、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目、５営業日目、または６営業日目から委託者が投資対象および取引対象を考慮したうえで定める日から当該受益者に支払います。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）

追加型証券投資信託　　ｉシェアーズ　ゴールド ETF
追加型証券投資信託　　ｉシェアーズ　シルバー ETF
追加型証券投資信託　　ｉシェアーズ　プラチナ ETF

新	旧
［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第49条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第52条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第６項の額をいいます。以下同じ。）の支払開始日は、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として２営業日目、３営業日目または４営業日目のいずれかとし、清算機関の債務振替制度の適用の有無に応じて決定されるものとします。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）	［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］ 第49条　（省略） ②～⑤　（省略） ⑥　一部解約金（第52条第５項第１号の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額または第52条第６項の額をいいます。以下同じ。）は、第52条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。なお、第８条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第52条第２項に掲げる指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第52条第４項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦　（省略）

以上